



- (2) 支給材料又は貸与品の受渡が遅れたため等の理由により、工事が遅滞又は中止に至ったとき
- (3) 前払い又は部分払いが遅れたため、乙が工事に着手せず、又は工事を中止したとき
- (4) その他、甲の責に帰すべき事由により損害が発生したとき

#### 第9条 (不可抗力による損害)

- 天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲・乙のいずれにもその責に帰することのできない不可抗力によって工事の出来高部分・工事仮設物・工事現場に搬入した工事材料並びに工事中に機器に損害が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、乙は事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。
2. 前項の損害について、甲・乙協議の上、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。
  3. 前項の損害額については、甲・乙協議して定め、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を控除する。

#### 第10条 (瑕疵担保責任)

- 契約の目的物に瑕疵があるときは、乙は民法に定める責任を負う。ただし、その瑕疵が重要ではなく、かつその修補が過分の費用を要するときは乙に対しその瑕疵の修補を請求できない。
2. 甲が乙に瑕疵の修補を請求した場合、その施工については乙が行うものとする。

#### 第11条 (追加変更工事・工期の変更・一時中止)

- 甲は必要により乙と協議の上、工事を追加・変更又は一時中止することができる。
2. 前項の場合、工期は追加変更工事又は一時中止に要する日数分につき、当然延長するものとし、前項により乙に損害を与えたときは、乙は甲に対してその補償を求めることができる。
  3. 追加変更工事に要する請負代金は甲・乙協議の上定め、その他の契約内容は、本契約約款を準用するほか注文書をもって定めるものとする。
  4. 甲及び乙は工事の施工にあたり、やむを得ない事由のあるとき、又は天災・地変・天候不良、もしくは法令に基づく許認可の遅延等、甲・乙いずれの責に帰することのできない事由のあるときは、甲・乙協議して工事の変更、追加並びに工期の変更をすることができる。この場合、甲・乙協議の上書面をもってこれを定める。
  5. 工事施工にあたり、通常の事前調査によっても予測不可能な原因により、追加又は変更工事の必要が生じた場合には、甲・乙協議して追加又は変更工事を行う旨合意する。

#### 第12条 (完成・検査)

- 乙は工事が完了したときは甲に検査を求め、甲は速やかにこれに応じ、乙の立会いのもとに検査を行う。
2. 検査に合格しないときは、乙は工期内又は甲の指定する期限内に是正して甲の検査を受ける。
  3. 甲が検査をしないで異議なく引渡しを受けたときは、検査に合格したものとみなす。

#### 第13条 (引渡し)

- 乙は甲より請負工事代金全額(追加変更工事代金を含む)の支払いを受けるのと引換えに甲に対し、契約の目的物を引渡す。

#### 第14条 (履行遅滞・損害金)

- 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に工事を完成引渡すことができないときは、甲は乙に対して契約期間満了の翌日から引渡しまで、請負金額から工事の出来高部分を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の損害金を請求することができる。
2. 甲が請負代金の支払を完了しないときは、乙は甲に対して本契約書で定める支払期日の翌日から支払済みに至るまで支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の損害金を請求することができる。
  3. 甲が前払い又は部分払いを遅滞しているときは、前項の規定を準用する。
  4. 甲が2項の遅滞にあるときは、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合乙が自己のものと同様の注意をもって管理したにもかかわらず、契約の目的物に生じた損害及び乙が管理のために特に要した費用は甲の負担とする。

#### 第15条 (甲の解除権)

- 甲は必要によって工事を中止し、又はこの契約を未完成の部分についてのみ解除することができる。ただし、甲はこれによって生ずる乙の損害を補償しなければならない。

2. 次の各号の一にあたるときは、甲は工事を中止し、又は本契約を解除することができる。この場合甲は乙に損害の賠償を求めることができる。
  - (1) 正当な理由がなく、乙が着工予定日を相当期間過ぎても着工しないとき
  - (2) 工事が著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき
  - (3) その他、乙が契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき

#### 第16条 (乙の解除権)

- 甲が次の各号の一にあたるときは、乙は本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 甲が工事内容を著しく減少させたため請負代金が3分の2以上減少したとき
  - (2) 甲の責に帰する事由による工事の中止期間が、2ヵ月以上になったとき
  - (3) 甲が本契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められたとき
  - (4) 甲が支払方法による支払を遅延し、乙が相当期間を定めて催促してもなお支払われなかったとき
  - (5) 甲が支払能力を欠くことが明らかになったとき
  - (6) その他正当な事由のあるとき

#### 第17条 (管轄裁判所)

- この契約について紛争が生じた場合は、この契約を締結した乙の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第18条 (補則)

- この契約に定めのない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議して定める。

#### クーリングオフについて (説明書)

本契約がいわゆる「訪問販売」により締結された場合には、本契約書(契約約款を含む。)を受領した日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって本契約を解除(クーリングオフといいます。)することができ、その効力は解除する旨の文書を当社宛に発したときに生じます。ただし、次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。

※お客様がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用に使用する場合や、お客様からのご請求によりご自宅でのお申し込み又はご契約を行った場合。

上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、当社は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金支払いを請求することはありません。万一、契約の解除があった場合に、すでに商品等の引渡しが行われている時は、その引取りに要する費用は当社の負担とします。又、契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、速やかにその全額を無利息にて返還いたします。